守山市監査委員告示第２号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定に基づき執行した令和６年度財政的援助団体等監査の結果を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和７年３月31日

守山市監査委員　馬　場　　章
守山市監査委員　森　　貴　尉

財政的援助団体等（財政援助団体）監査結果報告書

１　対象団体

守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会

（事務局　環境生活部危機管理課）

２　市所管課

環境生活部危機管理課

３　実施日時

令和７年２月10日（月）午前10時から午前10時50分まで

４　実施場所

監査委員室

５　監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和５年度および令和６年度において当該団体に交付した「守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会負担金」が、目的および要件に適合し、かつ有効に執行されているかどうかなどを主眼とし、監査資料（令和６年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

６　監査結果

負担金対象事業については、当該協議会防犯部会が行う啓発活動に要する経費として執行されている。監査対象年度の令和５年度において残額が生じたため、令和６年度へ繰越されていた。事務処理については、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後、より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項等については、記述を省略した。

(1) 対象団体について

守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会は、守山市と野洲市の区域において、行政機関ならびに組織団体等との連携強化と指導体制の確立を図り、交通安全諸施策を総合的かつ計画的に推進し、交通事故の防止を図ることおよび、地域ならびに職域の防犯体制を確立し自主防犯活動を推進するとともに、警察の行う防犯、捜査活動に協力し、平和な社会をつくることを目的に取り組まれている任意団体である。具体的には、交通安全対策と防犯対策の専門部会を設置し、守山市と野洲市で部会を分担しており、令和５、６年度は、守山市が防犯部会を担当している。各部会活動では啓発活動を中心に事業を展開されている。

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア　対象団体

会計書類等に軽微な記載誤りが見受けられたことから、今後は適切に事務処理されたい。事業の実施にあたっては、効率的かつ効果的な予算執行に努められたい。

イ　市所管課

会計書類等に軽微な記載誤りが見受けられたことから、指導の徹底を図られたい。

以上